

## 栃木県スポーツ指導者資格取得助成金交付要領

### (趣旨)

第1条 栃木県スポーツ指導者資格取得助成金（以下「助成金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、本要領で定めるところによる。

### (交付の目的等)

第2条 交付の目的、事業の内容、交付の相手方、補助金の対象及び額については次のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

#### (1) 交付の目的

栃木県の運動部活動及び地域スポーツクラブ活動の指導者の養成と資質の向上を図るため

#### (2) 事業の内容

公益財団法人日本スポーツ協会が主催する公認資格の認定講習会費用に対し、助成金を交付する。

#### (3) 交付の相手方

助成金の交付対象者は、次の各号を全て満たす者とする。

(ア) 同一年度内に、この要領に基づき助成金の交付を受けていない者

(イ) 資格取得後、「栃木県部活動指導員・地域クラブ活動指導者バンク」に登録し、今後県内において指導者として協力ができる者

#### (4) 補助金の対象及び額

助成金の交付対象となるスポーツ指導者資格は、公益財団法人日本スポーツ協会等が認定するもののうち、次表に示すとおりとする。助成金の交付対象となる経費は、資格の取得に当たって必須となる講習会の受講料、資料代、資格試験受験料及び登録料とし、上限を15,280円とする。ただし、資格の更新にかかる費用は含めないものとする。

資格の名称
スタートコーチ（教員免許保持者）
スタートコーチ（ジュニア・ユース）
スタートコーチ（競技別）
コーチ1（競技別）※1

※1 サッカー競技及びバスケットボール競技については、公益財団法人日本サッカー協会及び公益財団法人日本バスケットボール協会公認のC級コーチを含む。

(交付申請)

第3条 規則第4条の規定により助成金の交付を受けようとする者は、栃木県スポーツ指導者資格取得助成金交付申請書(様式第1号)、承諾書(様式第2号)及び次表に掲げる書類を提出しなければならない。

交付を受けようとする経費	申請書に添付すべき書類	申請時期
受講料、資料代、資格試験受験料	1 講習会等の要項等、受講内容がわかるもの 2 申込時の書類(領収書等の写し)	受講しようとする年度
登録料(受講料、資料代、資格試験受験料の交付を受けた場合)	1 登録手続書類等、登録内容がわかるもの	登録しようとする年度
登録料(受講料、資料代、資格試験受験料の交付を受けていない場合)	1 講習会等の要項等、受講内容がわかるもの 2 登録手続書類等、登録内容がわかるもの	登録しようとする年度
受講料、資料代、資格試験受験料及び登録料	1 講習会等の要項等、受講内容がわかるもの 2 申込時の書類(領収書等の写し)	受講及び登録しようとする年度

(交付決定)

第4条 知事は、申請者から助成金交付申請書及び承諾書の提出があったときは、その内容を審査した上で助成金を交付することが適当であると認められた場合には、その旨を交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条の規定により助成金交付の決定通知を受けた者は、当該年度の3月31日までに、規則第13条の規定により、次表に掲げる書類を県に提出しなければならない。

交付の決定通知を受けた経費	報告書に添付すべき書類
受講料、資料代、資格試験受験料	1 資格取得に係る受講料等に関する領収書等の写し 2 知事が必要と認める書類
登録料（受講料、資料代、資格試験受験料の交付を受けた場合）	1 登録料の支払いに関する領収書等の写し 2 知事が必要と認める書類
登録料（受講料、資料代、資格試験受験料の交付を受けていない場合）	1 登録料の支払いに関する領収書等の写し 2 知事が必要と認める書類
受講料、資料代、資格試験受験料及び登録料	1 資格取得に係る受講料等に関する領収書等の写し 2 登録料の支払いに関する領収書等の写し 3 知事が必要と認める書類

（額の確定）

第6条 知事は前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査した上で、その旨を額の確定通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定により額の確定通知を受けた者は、栃木県スポーツ指導者資格取得助成金事業請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 知事は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第9条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 助成金の交付申請に虚偽又は不正があった場合
- (2) 指導者として不相当と認められる事実が判明した場合
- (3) 第5条に定める書類の提出がない場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該取消しに係る部分の助成金の返還を命じることができる。

（関係書類の保存）

第10条 助成金を交付された者は、助成金に係る経費について、その収支の事実を明確

にした帳簿及び証拠書類を整理し、助成金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和5(2023)年11月2日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6(2024)年4月1日から適用する。